

まちづくり等に関する提言

まちづくり等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 魅力ある都市づくりを実現するため、都市自治体が自主的・主体的な取組ができるよう都市計画法等における権限を都市自治体に移譲すること。
また、都市計画施設等の改修・更新については、より広く都市計画税を充当できるよう都市計画運用指針を見直すなど柔軟に対応すること。
2. コンパクトシティの形成等、まちづくりや中心市街地の活性化に関する施策については、地域の実情に応じた適切な財政措置を講じるとともに、都市自治体の行う施策に対し、積極的に支援すること。
3. 連続立体交差事業及び関連するまちづくり事業については、地域の実情を踏まえ採択基準を緩和するなど財政措置を講じること。
4. 公道化の推進に支障となる所有者不明等の私道については、事業推進が可能となるよう対策を検討すること。
5. 地域の活性化及び持続的な発展を図るため、地域の特性に即した取組や広域プロジェクトを推進すること。
6. 不適切な残土処分行為を規制するため、実効性のある法的整備を図ること。
また、山砂利等の採取跡地の修復整備及び環境改善を図るため、都市自治体が良質な建設発生土を確保できるよう適切な措置を講じること。
7. 管理放棄された空き地について、所有者等の特定や適正管理の指導等が実施できるよう法整備を図ること。
8. 国から譲渡された法定外公共物の維持管理費に係る財政措置を講じること。

9. 東日本大震災関係

防災集団移転促進事業で取得した移転跡地の利活用を推進するため、適切な財政措置を講じること。